

中山間地域農業直接支払事業の取組について

農地は、食料生産はもちろん水源のかん養や洪水の防止機能、また良好な景観形成など多様な機能を持っています。

しかし、中山間地域の農地は、自然条件や社会条件が平地に比べ厳しく、高齢化の進展や担い手の減少により、耕作放棄地の増加が懸念されています。

農地の荒廃を防止し農地のもつ多様な機能を持続させるために、平成12年度から「中山間地域農業



先達集落による景観作物（コスモス畑）

対象農地区分	勾配基準	交付金額
急傾斜農用地	田：1/20以上 (水平距離20mに対して1m以上の高低差)	21,000円/10a
急傾斜農用地 *急傾斜農用地に括まれ、逆則している場合のみ該当	田：1/100以上 1/20未満	8,000円/10a

(別表1) 平成15年度集落協定地区一覧表

集落協定名	協定面積 (㎡)	参加農家数	交付金額 (円)
立 沢	2,653,078	2 8 8	54,239,170
乙 事 - 1	421,765	5 0	8,857,065
乙 事 - 2	256,354	4 6	5,383,434
乙 事 - 3	66,256	1 6	1,391,376
乙 事 - 4	20,726	1 0	435,246
乙 事 - 5	149,727	2 4	3,144,267
新 田	42,881	1 2	900,501
烏 帽 子	72,744	2 1	1,527,624
下 薦 木	116,412	2 3	2,444,652
先 達	180,712	3 7	3,794,952
田 端	76,605	1 9	1,608,705
上 薦 木	69,725	3 1	1,464,225
高 森	254,852	4 7	5,351,892
葛 窪	341,203	7 7	7,029,896
合 計	4,723,040	7 0 1	97,573,005

直接支払事業」が始まりました。これは「農地を守る協定」に基づいた活動を支援するために交付金を交付する事業です。

【対象地域】

特定農山村法指定地域…

富士見町全域

【対象農用地】

対象地域内にある農振農用地区域内の1ha以上とまとった農地で、次の基準により町長が指定します。

【農地協定】

この事業では「農地を守る協定」を締結し、町長の認定を受けることが必要です。

また、協定に基づく主体的な活動は5年以上継続しなければなりません。

富士見町では現在14の集落協定が締結され、それぞれ協定に基づいた活動を行っています。
平成15年度の実施状況は別表1「平成15年度集落協定地区一覧表」

のとおりです。
〔平成15年度〕

共同取組活動の実施状況

- *農地の法面の崩壊を未然に防止するための定期点検
- *道、水路の維持管理、簡易補修
- *景観作物の作付け
- *共同機械利用など

▼お問い合わせは

産業課農林係
☎62・9232
(有)9232

富士見町情報公開条例の開示状況の公表

富士見町情報公開条例第22条の規定により、平成15年度の開示状況について次のとおり公表します。

- 請求件数 55件
- 請求に対する決定
 - ・全部開示 29件
 - ・部分開示 11件
 - ・不開示 15件
- 不服申立 4件

富士見町個人情報保護条例の運用状況の公表

富士見町個人情報保護条例第31条の規定により、平成15年度の運用状況について公表します。
開示等の請求及び開示等の請求に対する決定については、該当がありませんでした。

